

改良住宅桜町団地第3-5号修繕	設計図	令和4年 7月	章	項目	特記事項
-----------------	-----	---------	---	----	------

仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 長浜市桜町
2. 工事内容 改良住宅桜町団地第3-5号（昭和59年度建設）の入居修繕

II 建築改修工事仕様

1. 共通仕様
 - (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁官繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「改修標仕」という。）により、また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁官繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「標仕」という。）による。
2. 特記仕様
 - (1) 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、*印の付いたものを適用する。
○印と*印の付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は標仕、[. . .]内表示番号は改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

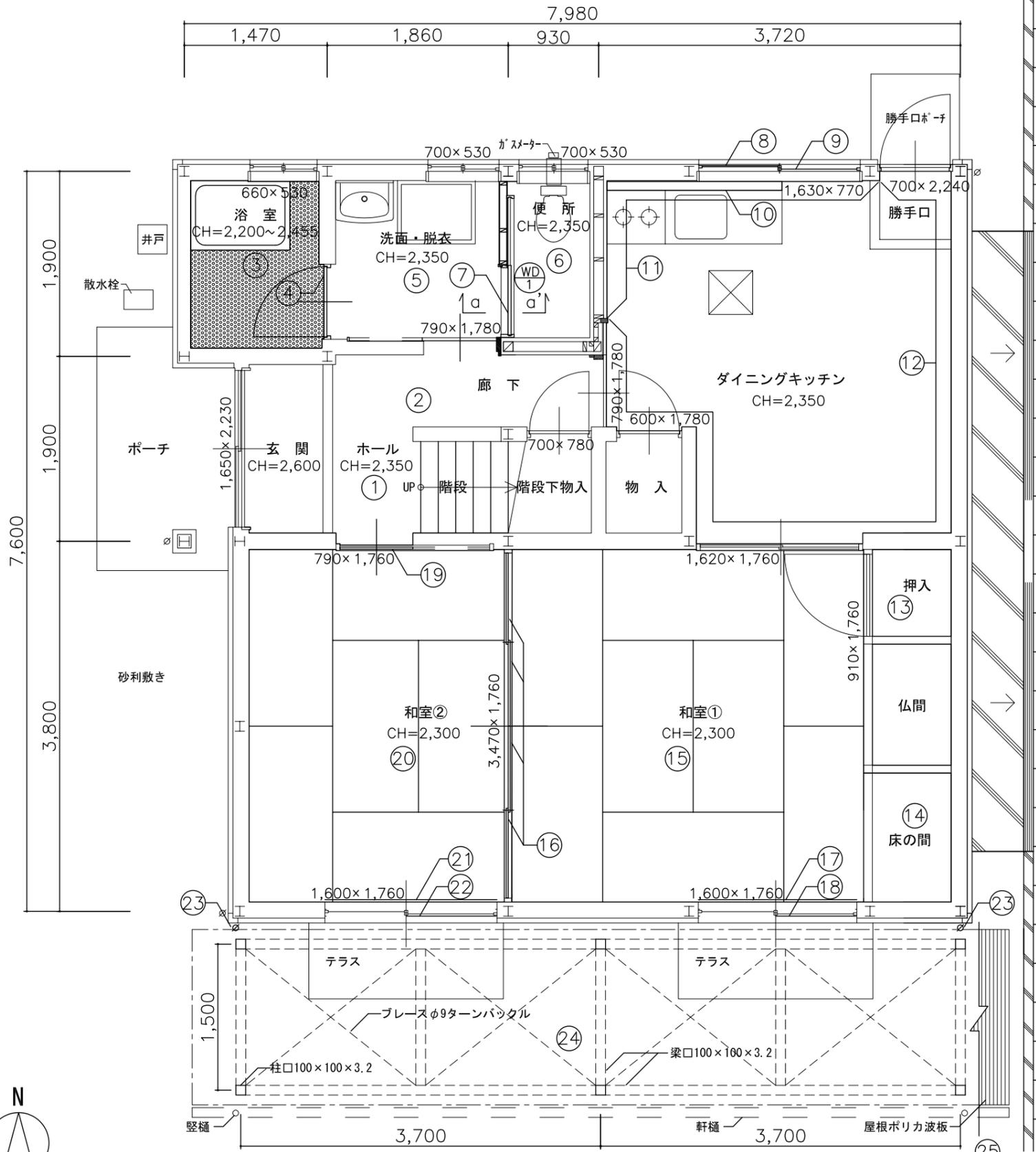
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項															
一般共通事項	① 発生材の処理等	*構外搬出適切処理 ・指定（ ） （1.3.12）	⑥ 下請業者等の選定 ⑦ 保険等 ⑧ 工事カルテの作成及び登録 9 施工体制 ⑩ 不当介入に関する通報制度 11 地元説明 12 近隣家屋の調査 13 設計図の製本 14 施工図等の取り扱い ⑮ 軽微な変更 ⑯ 石綿含有建材の事前調査制度	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。 受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。 請負金額が500万円以上の場合、受注者は、工事実績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に提出するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督員に下記の期限内に提出しなければならない。 (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。 (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完了後10日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。 (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に 変更データを提出しなければならない。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、請負者は市担当者が行う施工体制点検を受けなければならない。また、指摘ある施工体制の不備は速やかに是正し、市担当者に報告すること。 工事完了時には表と台帳の写しを1部監督職員に提出すること。 1.受注者は暴力団員等による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うものとする。 2.受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。 3.受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。 受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。 A3サイズ 2部数 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。 1. 石綿障害予防規則および大気汚染防止法に基づき、石綿に係る事前調査結果の報告（石綿事前調査結果報告システム等を利用）を行うこと。（報告先：労働基準監督署、県環境事務所） 2. 調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 掲示板サイズ： A3サイズ（42.0cm×29.7cm）以上 3. 監督職員に調査の結果を報告し、設計図書と内容が異なる場合は協議を行うこと。 4. その他 調査範囲 ○当該施工範囲 ・図示 貸与書類 ○建設当初図面 ・石綿調査報告書																
	2 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、（1.6.9）スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。 また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 着工前の測定 *行わない ・行う（・箇所 ・図示） 測定箇所 ・ 箇所 ・図示																		
	③ 完成時の提出図書	・完成図 提出部数 ・各2部（A3版縮小製本及び電子媒体） （1.8.2） ○施工計画書 提出部数 ・1部 ・部 （1.2.2） ・施工図 提出部数 ・1部 ・部 （1.2.3） ・保全に関する資料 提出部数 ・2部 ・部 （1.8.3）																		
	④ 工事写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前、完成</td> <td>・3 ○6 ・15 ・30</td> <td>3</td> <td>同じ位置で撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td></td> <td>1</td> <td>必要に応じ撮影する。</td> </tr> <tr> <td>定期提出</td> <td></td> <td>1</td> <td>工事月報用</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁官繕部監修)による。</p>			区分	撮影箇所	提出部数	備考	着工前、完成	・3 ○6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。	工事中		1	必要に応じ撮影する。	定期提出		1	工事月報用
	区分	撮影箇所			提出部数	備考														
着工前、完成	・3 ○6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。																	
工事中		1	必要に応じ撮影する。																	
定期提出		1	工事月報用																	
⑤ 現場代理人等	イ 長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準に従い現場代理人を指名し届けること。 ロ 現場代理人は、監督員に請負人との直接的な雇用関係の確認出来るもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに「現場代理人等変更届」を提出し同様 の確認を受けなければならない。 ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。 ホ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 2. 工事請負契約書（以下「契約書」という）第28条第1項の規定に基づく完了した旨の報告を受け、完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。																			

章	項目	特記事項
② 仮設工事	① 足場その他	内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 [2.2.1] 外部足場 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 [2.2.1] [表2.2.1] 防護シートによる養生 ・行う ・行わない 材料、撤去材等の運搬 [2.2.1] [表2.2.2] ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種
	② 養生	既存部分の養生 ※ビニルシート等 [2.3.1] 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・ 固定家具等の移動 ・行わない ※行う
	③ 工事用水	構内既存の施設 (※)利用できない ・利用できる (・有償 ・無償)
	④ 工事用電力	構内既存の施設 (※)利用できない ・利用できる (・有償 ・無償)

章	項目	特記事項																	
③ 内装改修工事	① 改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [6.1.3] ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・図示の範囲																	
	② 既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の除去 ・仕上げ材のみ (接着剤とも) [6.2.2] ・下地モルタルとも (※図示の範囲 ・除去範囲全て) 合成樹脂塗床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒工法 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・																	
	③ 既存壁の撤去並びに下地補修	間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2] [4.4.9] ※図示 ・モルタル塗り (塗り厚25mmを超える場合の補強 ※行う ・行わない)																	
	④ 木下地等	木材の品質 [6.5.2] [表6.5.2.3] ※改修標準仕様書6.5.2による ・市販品 代用樹種 ※改修仕様表6.5.4による [6.5.2] [表6.5.4] ・代用樹種を適用しない箇所 () 保存処理木材を適用する箇所 () [6.5.2]																	
	⑤ 集成材等 [G]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格・品質</th> <th>芯材の種類</th> <th>化粧単板の樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※集成材</td> <td>※一般材</td> <td>・たも ・なら ・しおじ</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>・構造用集成材</td> <td>※1級 ・2級</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・造作用集成材</td> <td>※1等 ・2等</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・化粧ばり造作用集成材</td> <td>※1等 ・2等</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種	※集成材	※一般材	・たも ・なら ・しおじ		・構造用集成材	※1級 ・2級	・	・造作用集成材	※1等 ・2等	・	・化粧ばり造作用集成材	※1等 ・2等	・
	品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種															
※集成材	※一般材	・たも ・なら ・しおじ																	
・構造用集成材	※1級 ・2級	・																	
・造作用集成材	※1等 ・2等	・																	
・化粧ばり造作用集成材	※1等 ・2等	・																	
⑥ 接着剤	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種 [6.5.2] 接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 ※木工事に使用する接着剤 ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤 (以下、「ユリア樹脂等」という。) を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種 ※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤、 [6.8.2] [6.14.2] 壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種																		
7	コンクリートの強度	普通コンクリートの設計基準強度 (6.1.4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>適用箇所</th> <th>スランプ</th> <th>調管理強度 Fm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・18 ※21</td> <td>土間</td> <td>15</td> <td>Fc+S</td> </tr> <tr> <td>・16 ※18</td> <td>捨て</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> Fc 設計基準強度 (F _o) に対応した換算強度 (28日圧縮強度, N/mm ²) S 構造体強度補正值 (JASS 5 2009年度版による)	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	適用箇所	スランプ	調管理強度 Fm	・18 ※21	土間	15	Fc+S	・16 ※18	捨て	15						
設計基準強度 Fc (N/mm ²)	適用箇所	スランプ	調管理強度 Fm																
・18 ※21	土間	15	Fc+S																
・16 ※18	捨て	15																	
8	レディーミクストコンクリートの類別	類別 ※I類 ・II類 (6.1.5) (6.4.1.2) (表6.1.1)																	

章	項目	特記事項																					
9	9	コンクリートの仕上り 部材の位置及び断面寸法の許容差 (6.2.5) (表6.2.2) ※標仕表6.2.2による (適用箇所:) 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5) (表6.2.3) (6.9.3)																					
	10	セメント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※B種</td> <td>外構</td> </tr> </tbody> </table>	種別	適用箇所	※B種	外構																
		種別	適用箇所																				
	※B種	外構																					
	11	畳敷き	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※普通ポルトランドセメント 又は混合セメントのA種</td> <td>外構</td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用箇所	※普通ポルトランドセメント 又は混合セメントのA種	外構																
		種類	適用箇所																				
	※普通ポルトランドセメント 又は混合セメントのA種	外構																					
	12	せっこうボードその他のボード張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>JISの記号</th> <th>厚さ (mm)、規格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※普通合板 (難燃処理)</td> <td>[G]</td> <td>※生地、透明塗料塗り (ラワン合板程度) ・不透明塗料塗り (しな合板程度)</td> </tr> <tr> <td>・せっこうボード</td> <td>GB-R</td> <td>※9.5</td> </tr> <tr> <td>※メラミン化粧板</td> <td></td> <td>※アイカセラル厚3 同等品以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	JISの記号	厚さ (mm)、規格等	※普通合板 (難燃処理)	[G]	※生地、透明塗料塗り (ラワン合板程度) ・不透明塗料塗り (しな合板程度)	・せっこうボード	GB-R	※9.5	※メラミン化粧板		※アイカセラル厚3 同等品以上								
		種類	JISの記号	厚さ (mm)、規格等																			
	※普通合板 (難燃処理)	[G]	※生地、透明塗料塗り (ラワン合板程度) ・不透明塗料塗り (しな合板程度)																				
・せっこうボード	GB-R	※9.5																					
※メラミン化粧板		※アイカセラル厚3 同等品以上																					
13	壁紙張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="5">壁紙の種類</th> <th rowspan="2">防火性能</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>紙</th> <th>繊維 (織物)</th> <th>プラ (ビニル)</th> <th>その他 (化学繊維)</th> <th>無機質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>○</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・不燃○準不燃・難燃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考	紙	繊維 (織物)	プラ (ビニル)	その他 (化学繊維)	無機質	壁	・	・	○	・	・	・不燃○準不燃・難燃	
	施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考															
紙		繊維 (織物)	プラ (ビニル)	その他 (化学繊維)	無機質																		
壁	・	・	○	・	・	・不燃○準不燃・難燃																	
14	素地ごしらえ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>モルタル、プaster面</th> <th>RB種</th> <th>RA種 (施工箇所:)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せっこうボード、その他ボード面</td> <td>※RB種</td> <td>・RA種 (施工箇所:)</td> </tr> </tbody> </table>	モルタル、プaster面	RB種	RA種 (施工箇所:)	せっこうボード、その他ボード面	※RB種	・RA種 (施工箇所:)															
	モルタル、プaster面	RB種	RA種 (施工箇所:)																				
せっこうボード、その他ボード面	※RB種	・RA種 (施工箇所:)																					
15	壁紙のホルムアルデヒドの放散量	※規制対象外 ・第三種 [6.14.2]																					
	壁紙のホルムアルデヒドの放散量	※規制対象外 ・第三種 [6.14.2]																					





桜町団地改良住宅3-5号 1階平面図 S=1/50

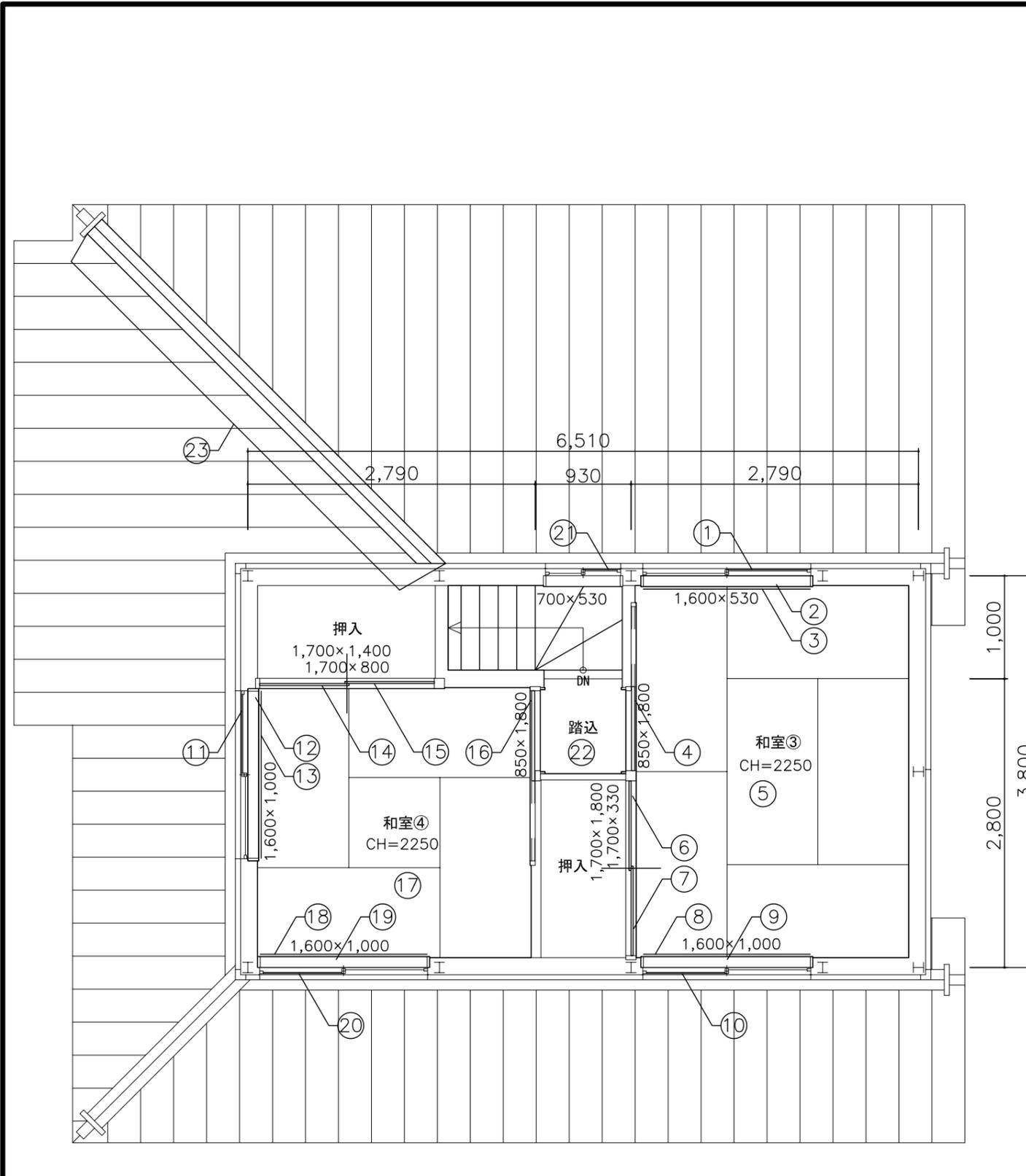
室名	番号	工事内容
玄関、ホール、廊下、階段	①	壁ラワン合板t5.5増張の上ビニールクロス貼(約35㎡ 四方位共 階段手すり部共)
	②	階段滑り止め撤去、新設(ビニルタイ入れ式踏幅W=35) 路面および上げケレンの上OS塗
浴室	③	既設壁100角陶器質タイル張撤去処分の上張替(四方位共) 木額縁ケレンの上SOP塗り 既設床モザイクタイル張 クリーニング(浴槽周囲シーリング打替え共)
	④	既設浴槽 クリーニング(周囲シーリング打替え共) 既設天井バスリブ張 クリーニング
	⑤	既存アルミ製片開戸 建付け調整の上クリーニング
	⑥	壁ビニールクロス貼替(約12㎡ 北、南、西面) 洗面・脱衣と便所の間仕切り壁を新設(約4.5㎡ 間柱75×36@450、胴縁36×24@360(両側)) ラワン合板t5.5張の上ビニールクロス貼(両側) 廻縁35×25OP(両側)、頭押さえ100×36共)
洗面・脱衣	⑦	既設床CFシートt1.8張撤去、新設(約3.5㎡) 木幅木撤去、ソフト幅木H=100新設
	⑧	木製廻縁(40×40) SOP塗装(西面は新設)
	⑨	既設壁ビニールクロス貼撤去、新設(約3㎡) 既設床CFシートt1.8張撤去、新設(約2㎡)、床下地補修共 木幅木撤去、ソフト幅木H=100新設
便所	⑩	片引き戸新設(枠、レール共)
	⑪	網戸1枚張替(850×770)
ダイニングキッチン	⑫	窓ガラスF4 2枚交換(850×770)
	⑬	水切りカバー撤去、新設(150×1,800)
	⑭	壁キッチンパネルt3増張(7㎡ 端部アルミ見切材新設)
	⑮	既設壁ビニールクロス貼撤去、新設(18㎡)
和室①	⑯	押入既設壁ビニールクロス貼撤去、新設(1㎡) 押入既設床CFシートt1.8張撤去、新設(1.5㎡ 中段共)
	⑰	床の周既設床CFシートt1.8張撤去、新設(1㎡)
	⑱	畳8枚撤去、新設(建材量KT-I程度)
	⑲	壁ラワン合板t5.5増張の上ビニールクロス貼新設(30㎡ 四方位共 床の周壁共)
	⑳	襖4枚新設(870×1,760)
	㉑	カーテンレール撤去処分
和室②	㉒	網戸1枚張替(800×1,760)
	㉓	戸襖片面ビニールクロス張1枚撤去、新設(800×1,760)
	㉔	畳6枚撤去、新設(建材量KT-I程度)
	㉕	壁ラワン合板t5.5増張の上ビニールクロス貼新設(20㎡ 四方位共)
外部	㉖	カーテンレール撤去処分
	㉗	網戸1枚張替(800×1,760)
	㉘	縦樋φ60新設(H=2500 2箇所)
外部	㉙	増築物鉄骨上屋撤去(7,400×1,500 H=2,700) 撤去後取り合い部補修のこと
	㉚	敷地内除草、プレハブ物置撤去処分(2,150×1,500 H=2,100)、物干し台2箇所撤去処分 南側植栽撤去処分(3,000×1,000 H=2000 伐根共)

共通事項
 ・工事完了後に清掃業者を入れて全部屋を清掃すること。
 ・襖は 公共住宅襖 両面(押入襖は片面)新鳥の子紙を使用し、襖の柄は既存の襖と同柄のものを使用すること。
 ・釘雑物等全て撤去し、釘穴等はパテ処理を行うこと。
 ・ビニールクロスは不燃認定品を使用すること。



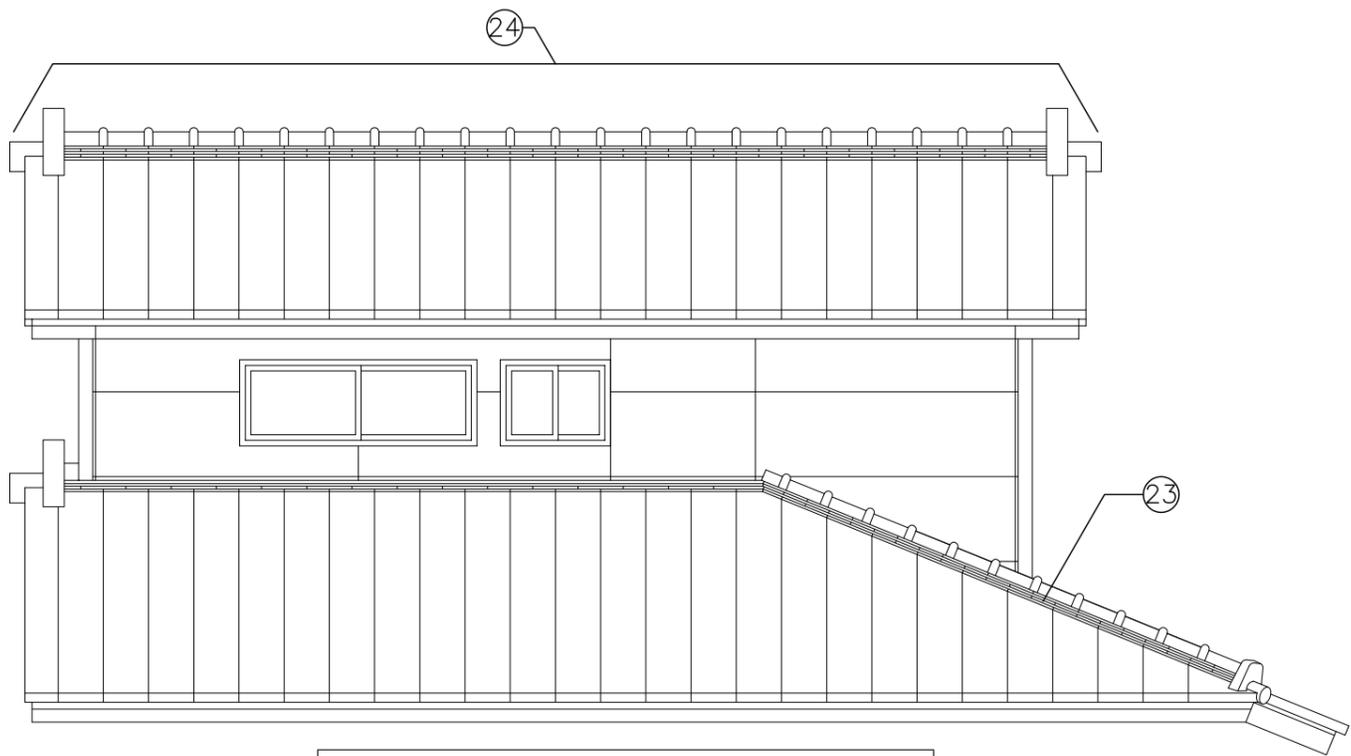
TITLE
改良住宅桜町団地第3-5号修繕

DRAWING NAME A3-SCALE No. 14032207
改良住宅桜町団地第3-5号
1階平面図
A 3
8



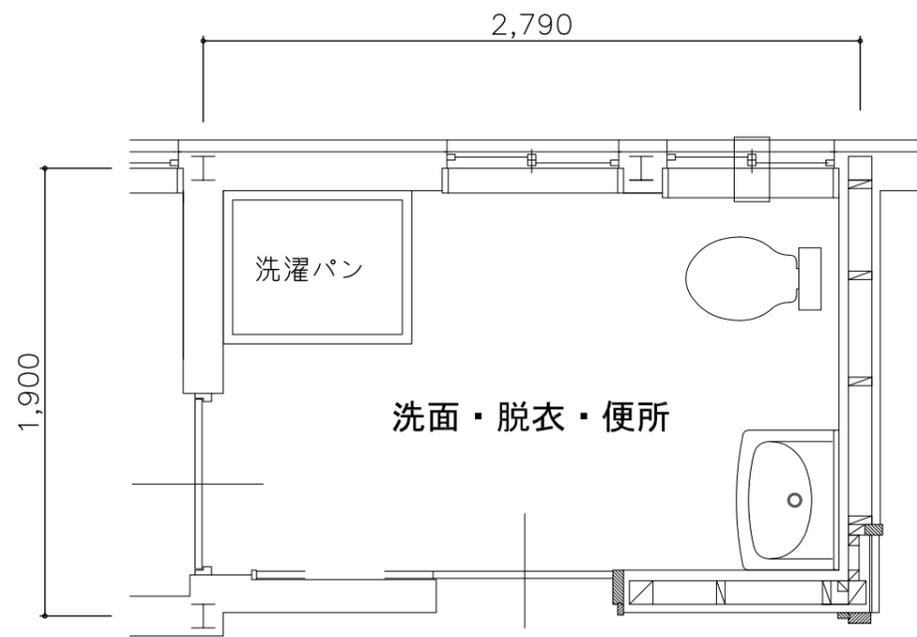
桜町団地改良住宅3-5 2階平面図 S=1/50

室名	番号	工事内容
和室③	①	網戸1枚張替(800×530)
	②	木額縁ケレンの上SOP塗り
	③	カーテンレール撤去
	④	襖1枚撤去、新設(850×1,800)
	⑤	畳6枚撤去、新設(建材量KT-I程度) 壁ラワン合板t5増張の上ビニールクロス貼新設(25㎡)
	⑥	天袋襖2枚撤去、新設(850×330)
	⑦	押し入襖2枚撤去、新設(850×1,800)
	⑧	カーテンレール撤去
	⑨	木額縁ケレンの上SOP塗り
	⑩	網戸1枚張替(800×1,000)
和室④	⑪	網戸1枚新設(800×1,000)
	⑫	木額縁ケレンの上SOP塗り
	⑬	カーテンレール撤去
	⑭	天袋襖2枚撤去、新設(850×1,400)
	⑮	地袋襖1枚撤去、新設(850×800)
	⑯	襖1枚撤去、新設(850×1,800)
	⑰	畳4.5枚撤去、新設(建材量KT-I程度) 壁ラワン合板t5増張の上ビニールクロス貼新設(16㎡)
	⑱	カーテンレール撤去
	⑲	木額縁ケレンの上SOP塗り
	⑳	網戸1枚張替(800×1,000)
階段	㉑	網戸1枚張替(700×530)
踏込	㉒	床化粧フローアパネルt12撤去、新設
屋根	㉓	下り棟のし瓦積み直しの上、漆喰撤去、新設(L=約5m) 瓦不足分は補充のこと(SUS番線)
	㉔	棟のし瓦積み直しの上、漆喰撤去、新設(L=約7m) 瓦不足分は補充のこと(SUS番線)

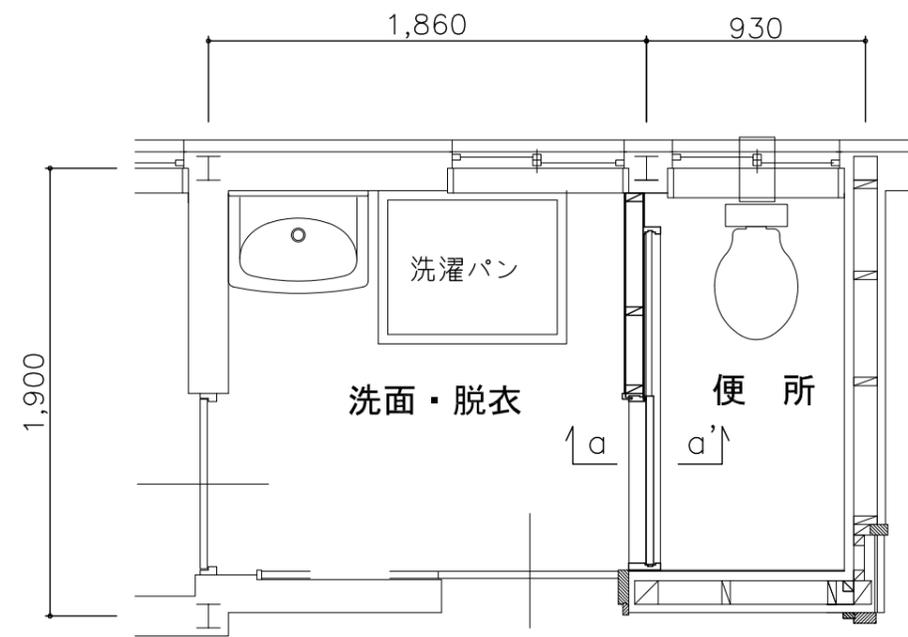
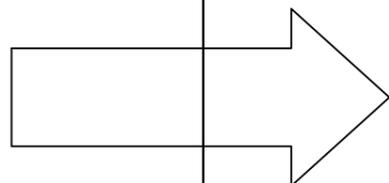


桜町団地改良住宅3-5 北立面図 S=1/50

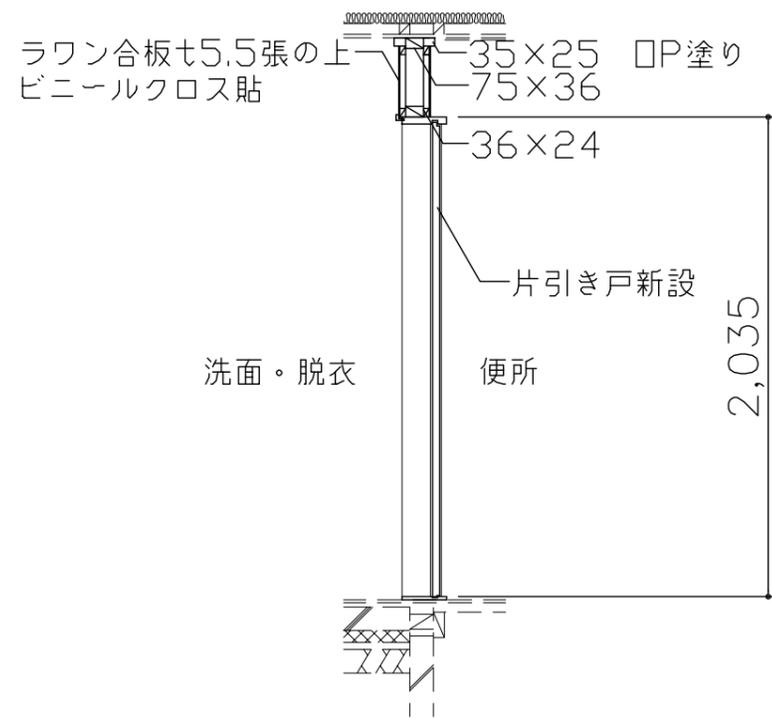
共通事項
 ・工事完了後に清掃業者を入れて全部屋を清掃すること。
 ・襖は 公共住宅襖 両面(押し入襖は片面)新鳥の子紙を使用し、襖の柄は既存の襖と同柄のものを使用すること。
 ・ビニルクロスは不燃認定品を使用すること。
 ・釘雑物等全て撤去し、釘穴等はパテ処理を行うこと。
 ・襖の柄は既存の襖と同柄のものを使用すること。



現況洗面脱衣便所平面図 S=1/30



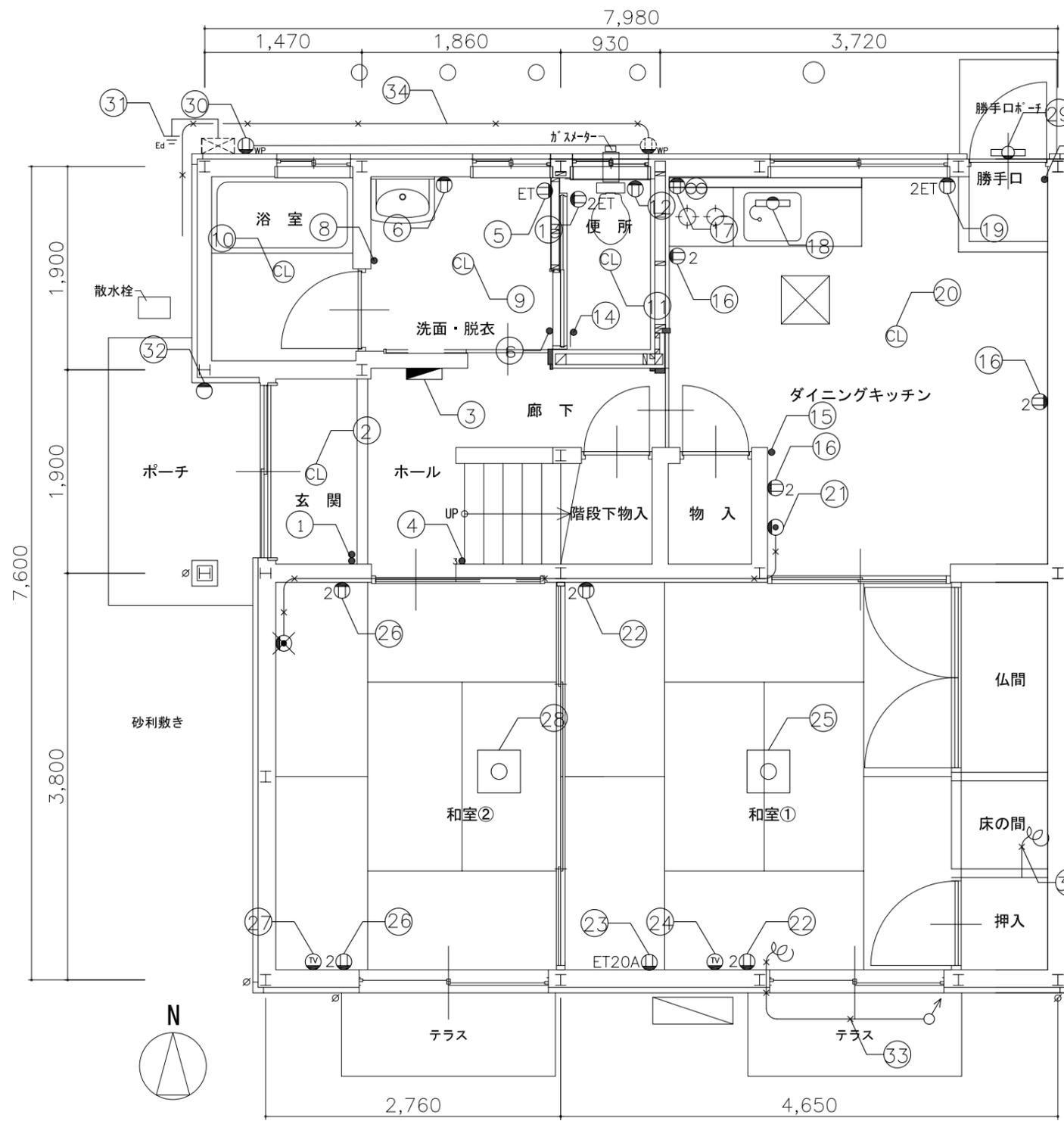
改修洗面脱衣便所平面図 S=1/30



a-a' 断面図 S=1/30

建具リスト

⑦	WD 1	便所片引き戸	1箇所
フラッシュ戸、シナ合板t4 小口OP塗り、 見込み40、表示鍵 戸当り、三方枠、レール、その他金物一式			



桜町団地改良住宅3-5号 電気設備 1階平面図 S=1/50

共通事項

- ・脱着する物は全て清掃してから取り付けること。
- ・既設器具および配線等の撤去処分も含む
- ・器具、配線等を撤去した後の穴は補修すること。
- ・工事に際し、必要に応じ機器の脱着を行うこと。
- ・工事完了後に清掃業者を入れて全部屋を清掃すること。

指示事項

室名	番号	工事内容
玄関	①	埋込スイッチ 1P×2脱着
玄関	②	シーリングライト撤去、新設 (参考品番: LGB51615LE1: パナソニック)
ホール	③	分電盤 撤去、新設 (参考品番: BQWB848: パナソニック)
ホール	④	埋込スイッチ 3W×1脱着
洗面・脱衣所	⑤	コンセント 2P15A×1 接地端子付撤去、新設
洗面・脱衣所	⑥	コンセント 2P15A×1 撤去、新設
洗面・脱衣所	⑦	埋込スイッチ 1P×1撤去、新設
洗面・脱衣所	⑧	埋込スイッチ 1P×1撤去、新設
洗面・脱衣所	⑨	シーリングライト撤去、新設 (参考品番: LGW85067LE1: パナソニック)
浴室	⑩	シーリングライト撤去、新設 (参考品番: LGW85067LE1: パナソニック)
便所	⑪	シーリングライト撤去、新設 (参考品番: LGB58004U: パナソニック)
便所	⑫	コンセント 2P15A×1撤去、新設
便所	⑬	コンセント 2P15A×2接地端子付撤去、新設
便所	⑭	埋込スイッチ 1P×1撤去、新設
ダイニングキッチン	⑮	埋込スイッチ 1P×1撤去、新設
ダイニングキッチン	⑯	コンセント 2P15A×2×2撤去、新設
ダイニングキッチン	⑰	コンセント 2P15A×1撤去、新設
ダイニングキッチン	⑱	流し下灯撤去、新設(参考品番: LGB52097LE1: パナソニック)
ダイニングキッチン	⑲	コンセント 2P15A×2接地端子付撤去、新設
ダイニングキッチン	⑳	シーリングライト撤去、新設 (参考品番: LGB1501LE1: パナソニック)
ダイニングキッチン	㉑	電話アウトレット撤去、新設・電話線撤去
和室①	㉒	コンセント 2P15A×2撤去、新設
和室①	㉓	コンセント 2P20A×1接地端子付撤去、新設
和室①	㉔	TVアウトレット撤去、新設
和室①	㉕	角型引掛シーリング撤去、新設・ペンダントライト撤去、新設(参考品番: LGB12625LE1: パナソニック)
和室②	㉖	コンセント 2P15A×2撤去、新設
和室②	㉗	TVアウトレット撤去、新設
和室②	㉘	角型引掛シーリング撤去、新設・ペンダントライト撤去、新設(参考品番: LGB11625LE1: パナソニック)
屋外	㉙	勝手口灯撤去、新設(参考品番: LGW85011U: パナソニック)
屋外	㉚	防雨コンセント 2P15A×2接地端子付新設・EM-EEF2.0-3c(1E)+E19(塗装)新設、既設コンセント回路より分岐
屋外	㉛	給湯器用接地新設
屋外	㉜	表札灯新設(参考品番: LGW85110U: パナソニック)
屋外	㉝	TV線・アンテナ(屋上)・ブースター、分配器等撤去
屋外	㉞	電線撤去

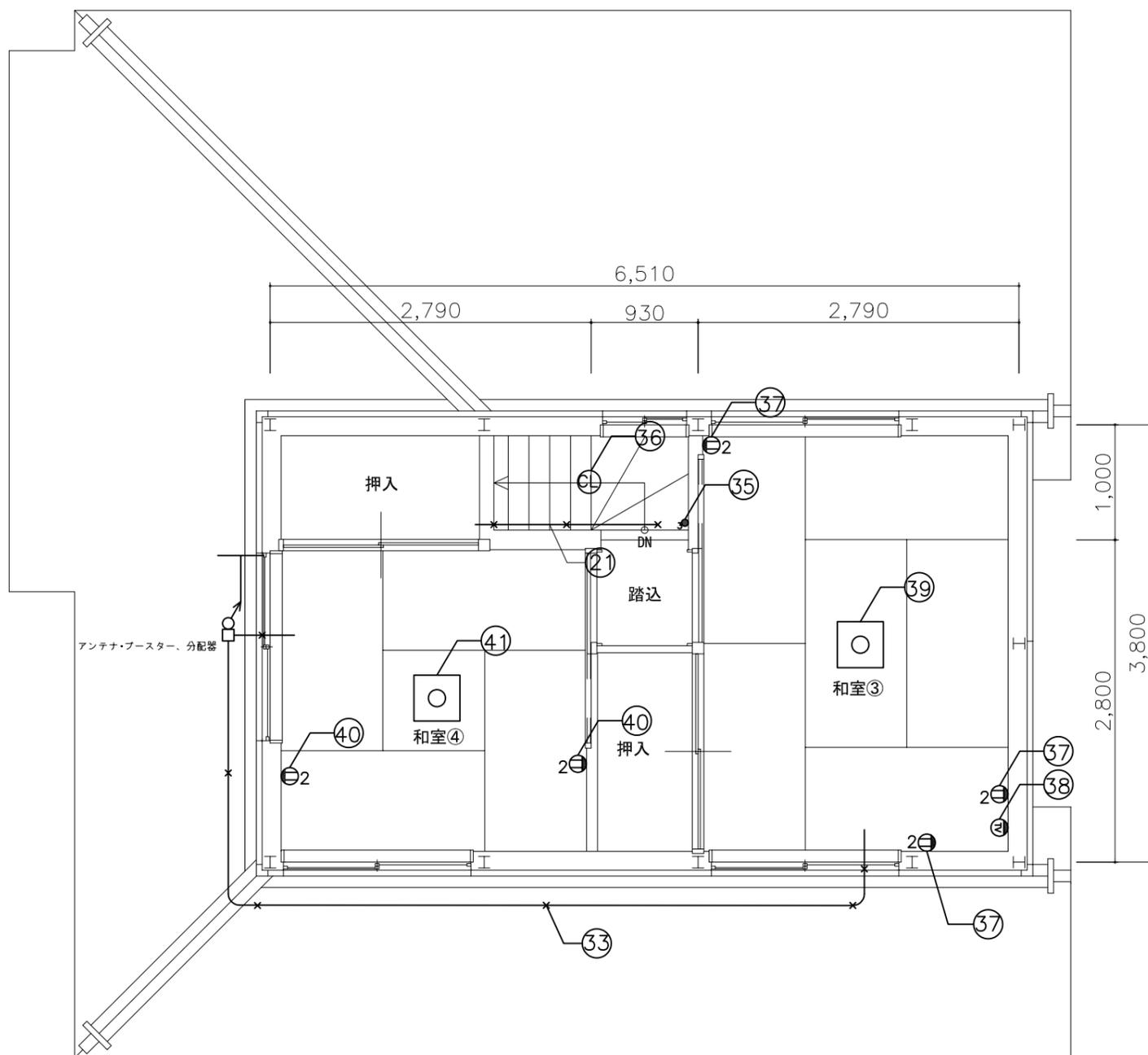
・特に指示のない照明器具等については、全て電球の交換とクリーニングを行うこと。
 ・分電盤や回路に異常が無いか確認し、問題がある場合は是正すること。必要に応じ接地配線を行うこと。

凡例

⊙	シーリングライト	⊙	和風ペンダントライト
○	ブラケット照明	●	埋込スイッチ 1P
□	流し下灯	●●	埋込スイッチ 2P
□	壁付蛍光灯	●●●	埋込スイッチ 3路
⊗	換気扇	⊡	角型引掛シーリング
⊖	コンセント 2P15A×1	⊙	電話アウトレット
2⊖	コンセント 2P15A×2	TV	TVアウトレット
ET⊖	コンセント 2P15A×1 接地端子付	ET20A	コンセント 2P20A×1 接地端子付
2ET⊖	コンセント 2P15A×2 接地端子付	⊖WP	防水コンセント 2P15A×2 接地端子付



TITLE
改良住宅桜町団地第3-5号修繕



桜町団地改良住宅3-5号 2階平面図 S=1/50

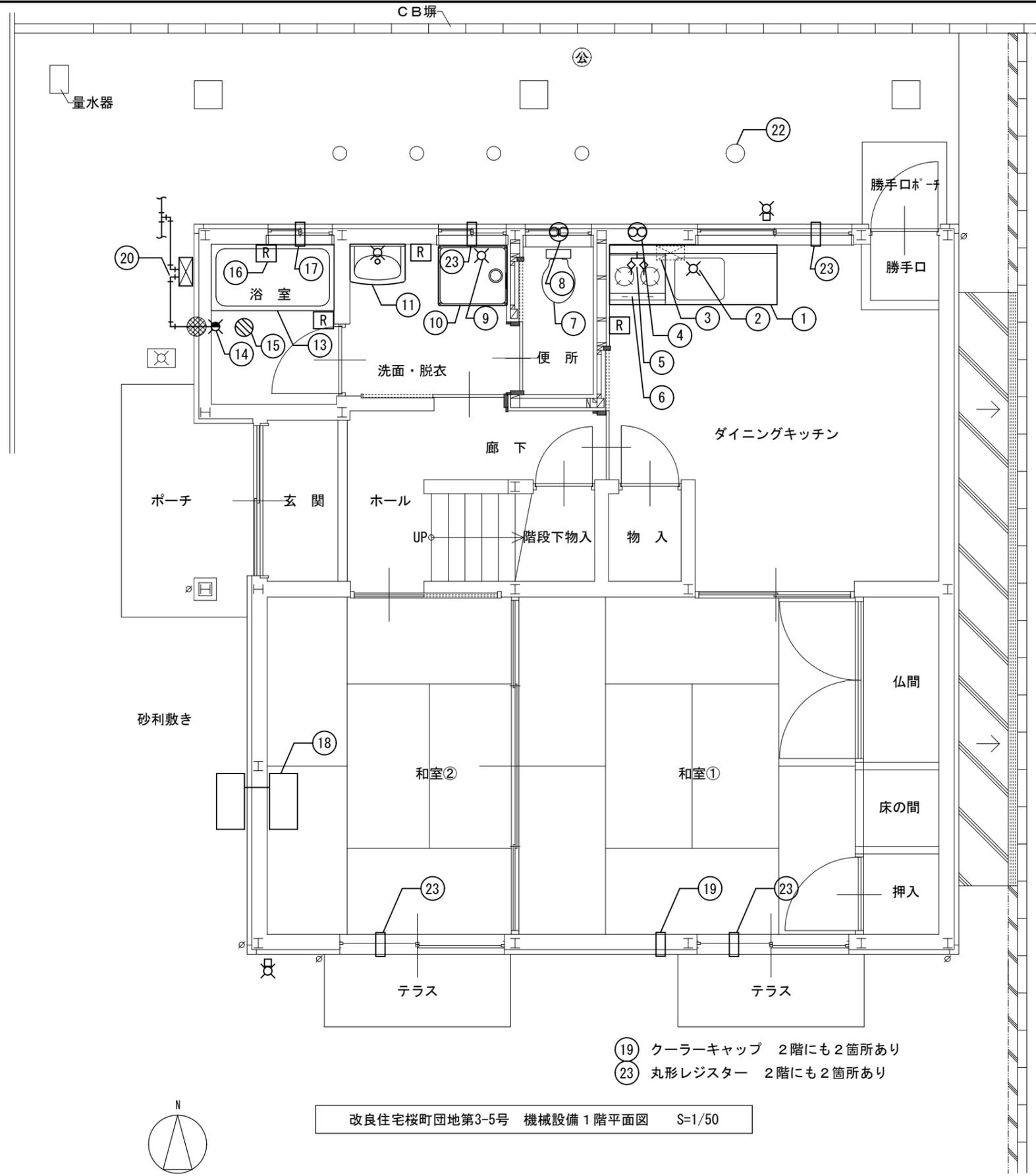
指示事項

室名	番号	工事内容
踏込	35	埋込スイッチ3W×1脱着
踏込	36	シーリングライト撤去、新設(参考品番:LGB58004U:パナソニック)
和室③	37	コンセント 2P15A×2 脱着×3
和室③	38	TVアウトレット脱着
和室③	39	角型引掛シーリング撤去、新設・ペンダントライト撤去、新設(参考品番:LGB12625LE1:パナソニック)
和室④	40	コンセント 2P15A×2 脱着×2
和室④	41	角型引掛シーリング撤去、新設・ペンダントライト撤去、新設(参考品番:LGB12625LE1:パナソニック)

- ・特に指示のない照明器具等については、全て電球の交換とクリーニングを行うこと。
- ・分電盤や回路に異常が無いか確認し、問題がある場合は是正すること。

共通事項

- ・脱着する物は全て清掃してから取り付けること。
- ・既設器具および配線等の撤去処分も含む
- ・器具、配線等を撤去した後の穴は補修すること。
- ・工事に際し、必要に応じ機器の脱着を行うこと。
- ・工事完了後に清掃業者を入れて全部屋を清掃すること。



改良住宅桜町団地第3-5号 機械設備 1階平面図 S=1/50

①⑨ クーラーキャップ 2階にも2箇所あり
 ②③ 丸形レジスター 2階にも2箇所あり

室名	番号	工事内容
ダイニングキッチン	①	流し台・ガス台・吊戸棚ほか付属品 撤去、新設 (参考品番: GSE-S-120MXT, GSE-K-60K, BGH-600, SG-512×160, BN550A, BN600A, GSE-A-105, NSR-105-1: LIXIL) 立型自在水栓 撤去、新設(T136SUN13: TOTO)
	②	立型自在水栓 撤去、新設(T136SUN13: TOTO) アングル型止水栓 撤去、新設(THY226U: TOTO)
	③	瞬間湯沸機 撤去
	④	換気扇 撤去、新設 (参考品番: EX-25LH7: 三菱電機)
	⑤	ヒューズガス栓1口タイプ×2 撤去、ヒューズガス栓2口タイプ×1 新設
	⑥	ガスレンジ 撤去
便所	⑦	紙巻器、便器及び暖房便座 脱着 再利用 給水及び排水管 既設に接続 ※
	⑧	換気扇 脱着 清掃
洗面・脱衣	⑨	洗濯機用水栓 撤去、新設(参考品番: TW11R: TOTO) 既設管から分岐 ※
	⑩	洗濯パン 撤去、新設 (参考品番: PWSP64J2W: TOTO) 既設管に接続 ※
	⑪	洗面化粧台(止水栓共) 撤去、新設 ※ (参考品番: LDBA060BAGDS1A, LMBA060B1GDG1G, LTL4D12U, LTN65LX35: TOTO)
浴室	⑬	浴槽 クリーニング
	⑭	混合水栓 脱着
	⑮	排水金物 クリーニング
	⑯	リモコン クリーニング
	⑰	丸形レジスター 脱着
和室②	⑱	エアコン (2.2Kw) 撤去 (室内機、室外機、配管共) 開口クーラーキャップにて閉鎖
和室①	⑲	クーラーキャップφ80 撤去、新設 (内外共)
外部	⑳	ガス給湯器本体 既設そのまま (キッチン・浴室リモコン共) 管類 撤去、新設 給水管 最寄既設管より分岐: HIVP15A 保温: グラスウール+SUS 給湯管 新設: HTPV15A 保温: グラスウール+SUS ガス管 最寄既設管より分岐: SGP(白)15A ※保温工事の材料、施工順序及び厚さは標準仕様書のとおりとする。 ケーブルはVE管で保護し、壁貫通部はプルボックスを設けること。 ドレン配管接続口に排水ホース等を床まで設置すること。
	㉒	屋外排水樹 全部 清掃 (汚水、雨水等 図示なくとも全て)
共通	㉓	丸形レジスター 撤去、新設 (内外共) (参考品番: 150SAPK2, 150ACAG5-SV: 大建)

※洗面・便所 給排水を既設管に接続する際に床土間コン一部撤去すること。

凡例

⊗	混合水栓	⊗	ガス給湯器
⊘	水栓	R	ガス給湯器リモコン
⊙	水栓柱	⏏	クーラーキャップ
⊖	ヒューズガス栓2口タイプ(ゴムキャップ付)	— · —	給水配管
⊕	排水ユニット	— —	給湯配管
		⊗	壁貫通

共通事項

- ・脱着する物は全て清掃してから取り付けること。
- ・既設器具および配管等の撤去処分も含む
- ・器具、配管等を撤去した後の穴は補修すること。
- ・工事に際し、必要に応じ機器の脱着を行うこと。
- ・汚れ具合により、研磨剤入りクリーナー等を用いること。
- ・引渡前にガス漏洩試験を行い、試験結果表を提出すること。
- ・既設不要配管は全面撤去すること。